

八 頭 町 一 時 的 保 育

八頭町では、子育て支援の一環として、就学前の児童の保護者の就労形態の多様化、又は疾病等により断続的に、又は緊急に家庭での保育が困難となる場合に一時的に保育を提供していますので、ご利用ください。

【実施施設／連絡先】

- 郡家東保育所 0858-72-5000
- 郡家保育所 0858-72-3123
- 国中保育所 0858-72-3137
- 船岡保育所 0858-72-6400
- 八東保育所 0858-84-6425

〈利用可能時間〉

実施保育所の開所時間内です。

【対象児童】

町内に居住し（保護者が町内出身者で祖父又は祖母が町内に住所を有している児童を含む）、保育所・認定子ども園等の教育・保育給付対象施設に在籍していない就学前児童です。

※里帰り出産等で利用される場合は、保育所等に在籍している児童も利用可能です。

【実施日】

月曜日～土曜日（日曜日、祝祭日、年末年始は除く）

…事業内容…

- 保護者の就労、職業訓練、就学等の理由により、原則として平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難な場合に、保育を提供します。
- 保護者の傷病、被災、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ないと認められる理由により、緊急的・一時的に家庭保育が困難な場合に保育を提供します。
- 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、保育を提供します。

【利用料金】（食事を含みます。） ＊後日、利用料の納付書を郵送します。

区 分		金 額
生活保護世帯	児童1人につき	0円/日
その他の世帯	児童1人につき、3歳未満児	1,500円/日
	〃 3歳以上児	1,000円/日

【申込み】

利用申込書に必要事項を記入し、保育所へご提出ください。ただし、緊急の場合は、口頭による申込みも可能です。後日、申込書を提出してください。

【お問い合わせ】 八頭町役場 町民課 電話：76-0211